

広報さっぽろデザイン検討業務 公募型企画提案説明書

1 業務の名称

広報さっぽろデザイン検討業務

2 業務の目的及び内容

広報さっぽろデザイン検討業務仕様書【別添1】の通り

3 業務委託契約の概要

(1) 契約方法

公募型企画競争により選定された契約候補者との随意契約

※ 具体的な契約内容については契約候補者と札幌市との交渉を通して決定するものとし、協議が整った場合に随意契約にて契約を締結する。その手続きについては、札幌市契約規則による。なお、企画提案の内容をもって契約するものとは限らない。

※ 契約候補者との交渉が不調に終わった場合、選考において次点とされた者と交渉する可能性がある。

(2) 告示日

令和5年1月16日（月）

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

(4) 予算規模

本業務の予算上限は、2,483,800円とする（消費税及び地方消費税を含む）。

4 企画提案を求める事項

(1) 業務実績

冊子制作業務等、デザイン業務等の実績を示すこと。

(2) 表紙デザイン案 1点

現在の広報さっぽろの表紙デザインにとらわれることなく、より魅力的で読み進めたいくなる表紙のデザイン案1点を提示すること。

(3) 広報さっぽろの改善点

4(2)表紙デザイン案の提案における表紙の改善点を提示すること。また、仕様書3(3)に定めるレイアウトイメージ集に掲載を考えるレイアウトを2～3点挙げ、そのレイアウトの魅力的な点及び広報さっぽろに不足している点を具体的に示すこと。

(4) 業務実施体制及びスケジュール

本業務における実施体制（総括責任者、業務従事予定者一覧、体制図、従事者の知見・専門性等）及びスケジュールを示すこと。

5 参加に関する手続き

(1) 提出書類等

- ア 参加意向申出書【様式1】 …1部
本市競争入札参加者資格者名簿の登録申請に使用した印鑑を押印すること。
- イ 業務実績【様式2】 …10部（添付資料も各10部）
様式には業務の名称を記載し、制作したデザインや成果物等2～3点を添付すること。
- ウ 表紙デザイン案 …10部
A4判の表紙デザイン案を作成する。表紙の掲載項目は広報さっぽろ2022年8月号の内容を基に、取捨選択又は追加して、提案すること。使用する写真等については、提案者がフリー素材等から用意する。デザイン案は、特集の内容を表していないもので構わない。
【広報さっぽろ2022年8月号】
<https://www.city.sapporo.jp/somu/koho-shi/202208/p-index.html>
- エ 表紙デザイン案及び広報誌の改善点の説明（任意様式）…10部
表紙デザイン案について、デザインの意図等を説明すること。また、広報さっぽろ2022年1月号～2022年12月号を参照の上、冊子全体として改善が必要な点を指摘すること。分量は、添付資料を含め、A4判・長辺綴じ、最大10ページ以内とする。
【令和4年（2022年）の広報さっぽろ】
<https://www.city.sapporo.jp/somu/koho-shi/backno/backno.html#r04>
- オ 業務実施体制及びスケジュール（任意様式） …10部
- カ 積算書（任意様式） …1部
積算根拠が分かるように記載すること。企画提案が選定された者との契約額を確約するものではない。

(2) 日程（予定）

- | | |
|---------------------|-------------------|
| ・企画提案の公募開始 | 令和5年1月16日（月） |
| ・質問提出期限（①） | 令和5年1月23日（月）17時まで |
| ・参加意向申出書・企画提案書提出（②） | 令和5年1月30日（月）17時まで |
| ・企画提案審査会（ヒアリング）（③） | 令和5年2月6日（月）（予定） |
| ・契約締結 | 令和5年2月上旬～中旬 |

①質問の受け付けについて

<質問方法>

質問がある場合は、提出期限までに「質問書」【様式3】に質問を簡潔に記入し、電子メールで下記のアドレスに送付すること。電話による質問は認めない。

kohokakari@city.sapporo.jp

その際、電子メールの件名は「【提案者名】広報さっぽろデザイン検討業務 質問書」とすること（【提案者名】の部分は適宜置き換えること）。

<回答方法>

質問に対する回答は、電子メールにより質問書の提出者に回答するほか、令和5年1月23日（月）17時までに原則ホームページ上に掲載して公表する（質問者名は公表しない）。なお、提出期限までに到着しなかった質問については、原則回答しない。

②企画提案書等の提出について

<関係様式の入手方法>

札幌市公式ホームページ（総務局広報部 一般競争入札等情報）に掲載する。

<https://www.city.sapporo.jp/koho/keiyaku/nyusatsu.html>

<企画提案書の提出方法>

郵送又は持参（土・日曜、祝・休日を除く 9 時 00 分から 17 時 00 分まで）による。

<提出数>

5 (1)ア、カについては 1 部、5 (1)イ～オについてはこれを一式として 10 部を提出すること。5 (1)イ～オについては、ステープラーは使用せず、クリップ留めとすること。また、特別な製本を行わず、インデックス等も付さないこと。

<提出先>

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目札幌市役所本庁舎 11 階
札幌市総務局広報部広報課広報係

③参加資格の確認及び審査について

<参加資格の確認>

下記 6 に基づき確認を行い、参加資格を満たすことを確認した者について、広報さっぽろデザイン改善業務企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という）が企画提案の審査を行う。

<審査方法>

ア 本市が設置する実施委員会が、競争参加者の提案書について、評価基準表【別添 2】の評価項目に基づいて書類審査、及び、下記（ア）～（ウ）に掲げる内容で企画提案審査会（ヒアリング）を実施し、採点を行う。予定価格の制限の範囲内で、最低基準点（委員の総合計点の 5 割）を超え、合計得点の最も高かったものを契約の優先交渉団体とする。

（ア） 令和 5 年 2 月 6 日（月）に札幌市役所本庁舎での実施を予定。出席者は総括責任者を含め最大 3 名までとする。

（イ） ヒアリングは 1 社あたり約 25 分（説明 15 分、質疑約 10 分）を想定し、順次個別に行う。（ヒアリング時間は想定であり、変わる可能性がある）

（ウ） ヒアリング時間等詳細については、参加者に別途通知する。

イ 提案者が 1 者であっても、最低基準点を超えた場合は、契約候補者として選定する。

ウ 最も点数が高い同点の企画提案者が 2 者以上あった場合、実施委員会の審議により優先交渉団体を選定する。

エ 得点が最も高い者を契約候補者とするのが、公正な取引の秩序を乱す恐れがあり、著しく不当と認められる場合はその者から事情を聴取し、合理的な理由がないと認められるときはその者を契約候補者とせず、次点の者を契約候補者とする。

<選定結果の通知方法、結果に対する質問方法等>

審査・選定の結果は、速やかに企画提案者全員に対して文書により通知する。なお、選定の結果に対する質問については、通知日から起算して 10 日以内に文書にて担当部局に提出すること。

6 参加資格

以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局長理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者等経営状況が著しく不健全でない者。但し、更生計画認可決定又は再生計画認可決定がなされている場合は、この限りではない。
- (5) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。
- (6) その他札幌市契約規則及び札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領の規定に基づく入札参加者の不適格要件に該当しないこと。
- (7) 本業務において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (8) 実施委員会の委員等として就任していない、又は利害関係を有していないこと。

7 参加資格の喪失

本公募型企画競争において、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあつては契約を締結するまで）において、次のいずれかに該当するときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は契約候補者としての選定を取り消すこととする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

8 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさないもしくは満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（札幌市の休日を定める条例（平成 2 年条例 23 号）で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

9 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して 3 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

10 その他の注意事項

- (1) 本企画競争に係る一切の費用については、企画提案者の負担とする。
- (2) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (3) 提出期限後の企画書の提出、再提出、差し替えは、原則として認めない。ただし、やむを得ない

事情があると市が判断した場合には、内容変更及び追加を認めることがある。

- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 提出された企画案その他企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めにより公開する場合がある。
- (6) 企画書の著作権は、提案者に帰属するが、市が本件の選定の公表等に必要な場合には、市は書類の著作権を無償で使用できることとする。
- (7) 企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (8) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (9) 申し込み後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出すること。辞退届には、本市競争入札参加者資格者名簿の登録申請に使用した印鑑を押印すること。

【問い合わせ先】

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目札幌市役所本庁舎 11 階

札幌市総務局広報部広報課 担当：奥山（おくやま）

TEL：011-211-2036 FAX：011-218-5161

Mail. kohokakari@city.sapporo.jp